

旧秩序の崩壊——十五世紀——
(三)

一四一〇年迄のプロイクセン社会が、強固な
財政的基盤をもち中央集権的権力を行使して
いた騎士修道会支配の下で、古い大土地所有
者が事実上抑えられ、ラントスヘル直属の小
農民集落、小都市を軸として構成されていた
とすると、十五世紀はこれらの秩序が急激な
動搖を経験したときであった。そしてその端

緒は一四一〇年、バルト海進出を狙うポーランドに大敗を喫したことによって与えられた。この年をきつかけにプロイセンに於けるすべての事態が急速に変貌していった。十四世紀を通じて東ドイツの諸ラントは皆ほぼ似かよった形成過程を経験してきたが、ラントスヘルシャフトの強さという点ではプロイセンの右に出るものはなかった。しかしカーステンが述べているように、一四一〇年以後の七年間にはプロイセンではブランデンブルグや

ポメンメルンよりも事態は悪化した。一四一〇年、一四二二年、一四三一年、一四三三年にはポーランド軍が侵入し、その間にフス派が北上してダンケッツヒまで進み、回中を火と剣で荒らしまわった。こうした人的災害に加えて、一四〇五年、一四一五年、一四五〇年、一四六四年、一四八四年、一四九五年には疫病が流行したことを年代記作者は伝えている。その結果、一四一九年には騎士修通会に属して

つていふ。このように事件を連ねてくると、
 あたかも十五世紀における修道会支配の衰微、
 といつてはプロイセン社会の混乱、農民層の没
 落といつた現象が、このようない連の外的原
 因によつて突如として起つたような印象を与
 えるかもしれない。しかし事實はさうではな
 い。戦争とか疫病といつた外的原因はそれらに
 対応する内的条件があつてはじめて衰微の決
 定的な原因となるものであつて、それのみで
 は何も説明したことはならぬ。

それでは前章で述べてきたように、ラント
 の上から下まで合理的組織で貫き、支配して
 きた十四世紀末迄の騎士修道会国家において、
 一体何が十五世紀の衰微の内的条件（原因）
 だつたのであろうか。通説的な表現になるが、
 このような騎士修道会の合理的で中央集権
 的組織そのものが衰微の内的原因だつたので
 ある。このことを理解する厚には、再びドイツ
 中世後期とハツ時代と其のなかにおけるド
 イツ騎士修道会国家の位置から始めねばなら

なる。すでに融れたように、ドイツ騎士修道会は
 第三回十字軍の際に聖地で成立した主として
 ドイツ人からなる騎士修道会である。この点で他
 の騎士修道会（テンプル、ヨハネ）と明確に
 区別される。ドイツ騎士修道会の事実上の創
 始者ともいへば、人物はヘルマン・フォン・
 ザルツアであるが、彼は皇帝フリードリッヒ
 ニ世と教皇との間で常に仲介的役割を果たして
 いた。フリードリッヒ一世、ハインリッヒエ

世、フリードリッヒニ世と続くドイツ皇帝の
 地中海政策が古き東西皇帝権の統合を目論む
 遠大な野望によつて裏づけられ、諸皇帝によ
 るドイツ騎士修道会への地中海における散在
 所領の寄進がその前提となるべき性格のもの
 であつたことはすでにボン大学のフバツチエ
 教授の研究が明らかにしたところである。歴
 代のドイツ皇帝がドイツ騎士修道会を特に保
 護し、多くの特権を与えたのは、このような
 皇帝政策の手足とせんがためであつた。フリ

ードリッヒ二世が目を東ドイツに向け、リミ
 ニで黄金勅書を作成させたのも同じ動機によ
 るものと言える。そのうえドイツ騎士修通会
 はローマ教会のヒエラルヒーの序列外に立っ
 ていた。樞機卿、大司教、司教、司祭という
 階層が当時ドイツ、フランス、イギリスにお
 いてローマ教会かう独立した世俗勢力と化し
 つつあったことを見れば、教皇がこのような
 ヒエラルヒーの序列外に立つ騎士修通会へし
 かも教皇の提唱になる十字軍において成立し

た)に特権を与え、自らの足場にしようとし
 たことは容易に理解出来る。ところがヘルマ
 ン・フォン・ザルツアは極めて巧みな政治家
 であった。彼は皇帝と教皇との仲介者として
 巧みにドイツ騎士修通会の地歩を固めていっ
 た。前章で述べたようなプロイセンにおける
 強固なドイツ騎士修通会国家の確立はこのよ
 うな背景と東独植民とによつて達成されたも
 のである。
 しかし皮肉なことに、プロイセンにおいて

修道会が植民を開始してまもなく頃、即ち一
 一五〇年にはフリードリッヒ二世が死去し
 た。これがまず第一の吊鐘であったが、それ
 に続くシュタウフェン王朝の没落によって修
 道会は背景の柱の一つを失った。しかしそ
 れだけではすまなかつた。もう一筋の柱があ
 る。ローマの教皇はアンジュー家の助けを借り
 てシュタウフェン王朝を倒し、自らの勢力を
 政治的ヘルシヤフトにまで固めようとした。チ
 ャン
 スをフカんだが、その世界支配の期尚は短か

く、向もなく勃興しつつある諸国家の時代が
 始まった。ドイツ諸王はその後もローマ皇帝
 と、この編号はもつたが、他の国王よりも弱か
 った。しかし皇帝と、この理念は急速には消え
 ず、むしろ皇帝権カイザートゥムという理論
 がこのときになつて作られた程である。ハ
 テン。今皇帝は死んだが、皇帝理念は生きの
 びた。ハインペル^①のである。そしてこの
 ことがドイツの将来に決定的な刻印を押すこ
 とになつた。他の諸国はライヒとは遠く、ラ

イヒの伝統に密着しな歴史をもつていたの
 で、その国家の建設に新しい理論的な根拠を
 与えることが出来た。(Gesta Dei per Francos)
 しかしドイツは南キッフあるナシヨナルな諸
 国家の時代に、自らのナシヨナルな存在をラ
 イヒとして、即ち自らの過去によつて根拠づ
 けねばならなかつた。ドイツ王権も実質的に
 はとらえどころのないものになつてしまひ、
 内部からも崩壊していつた。今国民国家の勃
 興の前にイムベリウムが色あせたように、ド

イツ王権は領邦国家の成立によつて崩壊した。
 Staetengevelschaft の成立と Reichsverband の解
 体とは統一的に理解するべき一つの現象の二
 側面なのである。①。こうしてドイツの運命は
 将来にわたつて決定されたかにみえた。しか
 し一ニ〇〇年から一五〇〇年に至る時代には
 まだ最終的な決定はなされなかつた。言ひか
 えれば、この頃のドイツにはまだ多くの可能
 性が残されていつた。都市の勃興と東独植民と
 がそれであるが、とりわけ後者によつて古い

由を求め得たのである。こうして一ニ〇〇年
 古いもの、古い権利即ち彼の貴族としての自
 ヘルシヤフトを逃れ、新しいハラントにおいて
 チュラントにおいて新しいもの即ちラントス
 ンの修通全国家に赴いた。彼はアルトドイツ
 デスハイムの司教の搾取を逃れて、プロイクセ
 ーリ子。テイーフエナウは一ニ三三年にヒル
 トリッヒ・フォン・テイーフエナウをあげ
 代の典型的な人肉としてハインペルは、デイ
 がそれには古いものがつりこいた。この時

ドイツの生活が東部に移植されたためにこの
 ドイツ的生活は拡大し、ドイツの中世も生き
 のびた。東部の新しい領域に古い絆を逃れて
 いった者は新しい自由をもつた。ハンドフエス
 テ、ウアクンデ、を受け取った。しかし東独
 植民も植民である以上、常に古いものをも伴
 った。東へ伝わったザクセンシュピ
 ゲルの手書本と共にシユピイグラーのシュエ
 ウフエンのライヒ観、その歴史伝説も伝わ
 た。原始的文化の地は新しいものが生まれた。

いる。しかし他方、世俗化と国民国家抬頭の
 時代に十字軍理念を後まで保ち続けた騎士修
 道会の国家としてみれば、エーリツヒ・カス
 パールのよろに中世的・古典的な国家である
 ともいえる。いいかえれば、プロイセンのド
 イツ騎士修道会国家はその新しきにおいても
 その古きにおいても、ドイツライヒ全体のア
 ナクロニズムを體現した存在なのである。ヨ
 ーロッパのシュタールテンジスティームがはじま
 るとワルター・キーナストが説く一八九八年と

から一五〇〇年迄のドイツ中世後期といふ時
 代は古いものと新しいものとの *Umentischieren* -
Zeit の時代として特徴づけられるが、プロイ
 センにおけるドイツ騎士修道会国家はその特
 徴的な存在なのである。それは東部ドイツに
 おける新しい *Flachensaat* の先駆的存在と見做
 すことも出来よう。形のうえからみれば、前
 章で述べた行政の合理的組織はそれを裏づけ
 ている。すでにハイリツヒ・フォン・トラ
 イチエはこの国家の近代的性格を強調して

11年^⑩に、アツコンに於いて皇帝と教皇を二
 本の支柱とするドイツ騎士修通会が創設され
 たという事実は、この修通会の宿命的な将来
 を暗示している。
 だから一四一〇年にバルト海への進出を担
 う東ヨーロッパ国民国家の雄ポーランドとの
 戦にプロイセンの修通会国家が敗れたという
 ことはヨーロッパ史の一つの流れのしからし
 むるところでもあった。プロイセンの国家だ
 けをみれば、この戦とそれに続く災厄によつ

てまるであつけなくかの強固な国家が崩壊し
 てしまったかにみえるが、物質的にどれ程強
 固な国家であつてもその国家を支える理念が
 古く、この場合のようにシユタウフェン朝並
 びに教皇権と共に衰亡していつた場合には、
 長くもちこたえる筈がなかった。こうして一
 四一〇年から一五二五年に至るまでのプロイ
 センでは、いろいろな層の人々の様々な思惑が
 入り乱れ、動乱の様を呈する。古い修通会の
 十字軍理念を固持しようとするもの、そのよ

うな級面のもとに私利を肥そうとするもの、
 新しい国家の建設を夢みるもの、バルト海商
 業に身を投じて国際的感覚に生きたようとする
 もの、ころりつた人々の争いが十世紀後半
 のグーツヘルシャフトの成立に吸込まれて
 ゆくまで続く。このグーツヘルシャフトの成
 立によつて騎士修通会国家後のプロイセン
 公国が政治的・経済的に細分化されることは
 よつてプロイセンの近世がはじまる。だから
 十五世紀はフォルストロイター教授のいうか

プロイセンの中世の秋^⑬なのである。
 タンネンベルクの戦(一四一〇年)によつ
 て修通会国家は大打撃を受けた。ラントは徹
 底的に荒らされ、破壊された。た動産はポ
 ーランドへ持ち去られた。と年代記作者は伝
 えてゐる。^⑭この災害によつて惹起された混乱
 はまず修通会内部にあらわれた。若い修通会
 士の長老会士に對する反抗がそれである。^⑮ド

反抗だけでは一つの社会的勢力にはなり得な
 い。これらの修通会内部の対立を背後で大ま
 く支えていたのがプロイセンにおける都市と
 農村の騎士層であった。これらは一四一〇年
 前後に修通会総長ハインリッヒ・フォン・プ
 ラウエンの政策に反対するダンケッヒ希とク
 ルム地方の騎士層として現われていた。前者
 ダンケッヒはプロイセンで最も豊かな都市で
 あり、世界交易の入口を扼していた。クル
 ム地方はポーランドへの通路であった。⑭
 十四

イツ騎士修通会はプロイセンに居をかまえて
 からはドイツ本国の子弟の養成所のような役
 割も果していた。古くからの修通会士は身分
 も近く、前述の三原則を身をもつて生きよう
 とする修通会士としての心構えが出来ていた
 が、本国から送られてくる貴族の子弟には古
 い騎士修通会の理念にはフレムトなものが多
 く、又その交代も激しかった。⑮
 年代記作者は
 これらの若い修通会士の反抗が敗戦の原因で
 ある、とすら述べている。⑯
 しかし修通会士の

に新しい要素が抬頭しつゝあつたのである。
 そして遅まきながら十五世紀になつて抬頭
 したこれらの新しい要素がどのように展開
 してプロイセンの近世を作りあげてゆくか、
 その混乱のありさまがまさに十五世紀なの
 である。
 具体的に言えばダンケツヒ市の反抗の原因
 はポンド税がラント税にかえられたこと、修
 道会が一四〇五、一四〇九、一四一〇、一四一
 一、一四一二年に外国商人に自
 由貿易を許可した左ね対イングランド交易に

世紀末から十五世紀初頭にかけてプロイセン
 における取引の七〇%以上がダンケツヒを通
 して行なわれつゝいた。象徴的に言うならば、
 ダンケツヒ市はハンザ交易を通して利潤の獲
 得という新しい価値の存に古の十字軍理念に
 支えられた修道会の政策に反対し、同様にク
 ルム地方が反抗したのもポロランドというウ
 テデイスラウス二世に率いられた世俗的国民
 国家との接触によるものであつたと言えよう。
 中世的外形をまとつた古い修道会国家の内部

ありて仲介地としての役割が減少してあつたこと、更に修通会が自ら行なつた交易の厚に都市の合法的な交易が損失を受けたといふ裏にありつた。クルム地方の貴族層はフリーと言へば、この地方の騎士には古くからポリーランド出身の者が半数程混つてゐたため、政治的動機も大きく作用してゐたと考へることは出来る。しかし十五世紀の混乱期に修通会回家の支配を握りくずしてゐたものは上記のダンケツヒやケーニヒスベルクの大都市と全土

に広がつてゐる騎士だつたのであるから、クルム地方の特殊事情だけで説明することは出来ぬ。すでにこの地方では一三九七年に *dechaentumel* という騎士の地方的組織が出来上つてゐたが、このような組織が広がつて全ラントを包括するラントシュテンドとなる厚には騎士の政治・経済的要求と修通会支配との衝突が地方的制約を越えてプロイセン全ラントにくり広げられぬばならなかつた。この裏を詳しく見る厚に再びオステロデ

へ突ろう。この時代の戦争の遂行には備兵は不可欠であった。ところがその厚には多額の現金を必要としたので、修道会はその前世紀末からペーテという形のシユトイアへの租税を徴集したが、それと並んで十五世紀初頭のポーションドとの戦の前後にはオステロイテの文書のうちでも、修道会直属所領・集落の推定、売却に肉するものが急速に増加してくる。具体的な数字をあげれば、十五世紀以前に成立したオステロイテにおける一ニ七ヶ

所の集落のうち、修道会からの推定、又は売却の文書が残されていり、集落は四ニヶ所約三分の一にのぼっている。② 勿論この一ニ七ヶ所のすべてが修道会所領ではなからず、私領主の集落がかなりの部分を占めていたと推定されるから、実際には修道会所領のうち推定、又は売却の対象となつたものの比率はもっと高くなるだろう。

修道会の厚に戦つた備兵隊のリーダーイトツ貴族は支払としてこうした大所領を

得たが、ユニカー1史に名を留める家柄はこ
 の時に基礎を置かれた。プロイセンの他の
 地域をみると、フォン・シュリーベン²⁴はナ
 イテンプルグ城と一四ヶ村、フォン・テフ
 タウはアングーブルグ城と一ヶ村²⁵、フォ
 ン・クエルフルトはパツセンハイム市と三
 ヶ村²⁶、フォン・ヴァイアーはヴァーインズド
 ルフ城と四ヶ村²⁷、フォン・レイベン²⁸はギル
 デンブルグ市と七ヶ村、直營地をそとに小
 この時に年に入れり²⁹。

これだけの集落がコルトウールの支配下を
 離れて騎士の手に入つたといふことは両者の
 力関係に大きな変化が起つたことを意味し、
 このことは一四四五年にコルトウールが修道
 会総長にあつた年紙に如実に示されていり。
 即ち前述の一四四〇のフーフエ内に成立した集
 落へ、ゼリヒトのハンズ・ヘーゼリヒト等が
 及修道会運動を行なひ、プロイセンブントの
 シュテントンテニに加わつていり、と報告し³⁰、一四
 五五年の文書ではヨルゲ・シエレンドルフと

その他の者が穀物をオステロイテ吊へ送らず、
 ヘーゼリヒト以外の集落、フイアケヒフーフ
 エン、ウスダウ、スツプリネンの穀物もギ
 ルゲンブルグ市へ送られてくる。このコム
 トウールカウ総長への訴状がある。³⁰ シュテン
 デの抬頭は修通会によつて与えられた市場で
 はなく、新しい市場を作り出すことによつて
 経済的に支えられていたと見られる。十四世
 紀にはランデスヘル（修通会）——コムトウ
 ール——都市・グロト保持者（騎士）・村長

として道線的に支配が行なわれていたのは、
 し、騎士や都市相互間に横の組織がシュテン
 デとしてまとまりはじけると、以後のプロイ
 センの国政上の問題は十五世紀を通じて修通
 会・都市・騎士という三者の三、巴の間で決
 定されなければならなくなった。その経過に
 ついてはここでは立ち入らな。ここで扱わ
 なければならぬのは、このような勢力関係
 の変遷によつて集落の秩序がどのように変つ
 たのか、という点である。

の向とも売買が盛んになり、一五〇ヶ所の集
 落のうち部分的にせよ、売買文書が存在して
 いる。いな、集落の数が少ない位である。ところ
 で、売買の対象が村又は集落全体である場合に
 は、問題はないが、いれゆるマグデブルグ法によ
 る授封や私人相互間の売買の場合には、集落の
 一部がその対象になることが多い。⁽³²⁾このよう
 な場合、裁判権の所在が決定的な役割をもつ
 が、いれゆるにせよ支配関係は極めて複雑な様
 相を呈することになる。例えは一四七七年に

こうしてオステリッテにおけるランデスヘ
 ルの代行者であるコムトルの地位が相対
 的に弱まった厚に、当地における修道会を頂
 点とする旧い秩序はくずれていった。このこ
 とは十五世紀後半になるに所領の売買文書が
 急速に増加してくることから推定出来る。所
 領の売買に際しては、本来クルム法の規定に
 よると修道会の認可を必要とし、⁽³³⁾その修
 道会自身が高・低級裁判権と共に私人に所領
 を売却し始めていたのである。当然私人相互

の内容に立入ることはいまのところ出来な
 が、このような例をもう少し見よう。マツ
 ・フイックは一四八五年にギユンター・フ
 ン・グレーベンからゼーワルド村の一部
 ウベンにおける持分、フアウレンの一五フ
 フエ、タンネンベルクの一部を買収した。⁹⁴
 ところでタンネンベルク村は一三八〇年に成
 立した村で、一四八二年にパシユケ・フ
 ・タウアゼーとヨルゲ・フオン・グレーベン
 がハンドフエステの更新を受けている。これ

ペーターフオン・ガンスホルンは一四五
 エ六年の戦における功により、リヒタイ
 村のレーフエ、ゲルデツケン村のレーフ
 ーフエ、ドレブリフ村のニフエ、更
 に翌年にも五フーフエを加え、ミケ村
 ーフエのハンドフエステを獲得した。し
 高・低級裁判権其級に属している。⁹⁵こ
 ここれらのミケ村は少なくとも二人以上
 をもつことになった。史料の存在形態
 によりこれらの集落における支配関係の
 錯綜

によると当村には入。フリーゾアリ、
 高・低級裁判権保持者となつてゐる。この由
 者の向て支配関係がどう終み合つてゐたかは
 知る由もなリが、一四八三年の文書によると
 アルプレヒト・キヨルガパシユケに同村の一
 オフリフエを与之、代りにガルテ、ネン村
 の一五フリフエを得たという記録がある。と
 すると一四八二年時には前記二名以外にキコ
 ルも一。フリフエを持つてゐたことになる。
 しかもパシユケ等が裁判権を握つてゐたのだ

からキコルは裁判権を持たない事なるグルン
 トヘルであつたことになる。いづれは世よ
 フインク家がタンネンベルクに土地をもつ以
 前からこの村には複数の小規模な領主がいた
 ことは明らかである。他の三ヶ村はつても
 ほぼ同様な傾向がみられる。³⁵
 次章で詳しく見るように、このよふな事態
 は十え世紀になるオステロイデの多くの集
 落にみられるが、一体このよふな複雑な支配
 関係はいつ頃形成されたのだらうか。所領の

売買文書が激増するのは十五世紀の後半であ
 るが、文書の存在がそのまま売買の存在を結
 論するわけではな³⁵。しかし十四世紀の文書
 のうちで所領の分割売買に因するものはオス
 テロ³⁶、デ³⁶全域で一通しかな³⁶。その他はすべ
 て所領譲渡の文書である。言いかえれば所領
 の建設文書だが、それを見ると受領者が複数
 にな³⁷る場合もかなり多³⁷。しかしそれ
 だからと³⁷いてこの頃の支配関係が十五世紀
 迄続³⁷いて³⁷るわけではな³⁷。十四世紀の受領

者が複数である場合にはも（ブル³⁸イセン集落の
 場合が多³⁸）³⁸級等は常に全集落に対して同じ
 権利をもつ者として現われて³⁸いる。一〇フ³⁸
 フエを誰々が持つとい³⁸う表現は全くみられな
 い。例外的にライプ村ではドルフヘルとして
 ヨド³⁹ウ³⁹イ³⁹テ³⁹とワ³⁹リ³⁹イ³⁹テ³⁹の二名が三四フ³⁹
 一³⁹フ³⁹を貴族として四名が分割所有して³⁹いる。³⁹
 世紀前半に修通会が半分の買上げ、十六世
 紀前半の文書では残りの三四フ⁴⁰一⁴⁰フ⁴⁰二⁴⁰十五フ⁴⁰

従つて十六世紀における分割所有と十四世紀の複数の受領者の間には直接的なつながりは認められぬ。分割売却の原因に因して推定出来ることは、十五世紀前半にすぎず、認められざるよりに私的所有者の手に村や集落が入つた場合、特にこの頃のような激しい社会的変動期には全体をもちこたえることが出来ず、分割・売却する傾向が当然考えられる。この場合には相続による細分化という現象は起る場合、そのうえ修通会所属の所領である

りえず、又修通会をレインスヘルとする集落の相続に際しても、修通会が強力である限りにおいて相続による細分化は禁じていたから十四世紀にこのような事態が起る可能性は全くなかつた、と言つてよいだろう。しかし一四一〇年を契機として理念的にも行政・経済的にも破綻を来して、いた修通会は直隸所領を大量に手離し、且つそれに伴つてラントに拜する支配の浸透力を弱めていたためにこの現象を阻止することが出来なかつた。しかし

もなり果ともなつて生じたのが高・低級裁判
 権を併せもつ貴族所領の激増と、かつてはま
 とまつた秩序のもとに生活してゐた集落の所
 有権上の細分化とであつた。ところでこのよ
 うな事態の進行は村落生活のうえにどのよう
 な影響を及ぼしたのだらうか。前章末尾の表
 現をくり返せば、このような事態の変化によ
 つてハンドフエステの実質的な内容はどのよ
 うに変わったのか、この裏が最後に追おされな
 ければならぬ。しかし、カイステンが十五

世紀にプロシヤ農民層の地位は決定的に悪化
 した、とはつきり述べてゐるにも拘らず、才
 ステロイデに残されてゐる文書には十五世紀
 に農民の地位が急速に悪化したことを直接に
 示してゐるものはほとんどない。十六世紀に
 入れば次章で述べるように農村ゲマインテの
 抗議状が多数発見されるが、十五世紀につい
 てはこのような事情なのでプロイセンの他領
 域における状態と併せて推論する以外に方法
 がない。まず叙上の二傾向そのものよりも、

これらの傾向を生み出した一般的情勢が村落生活に及ぼした影響について観察しよう。プロイセン全土を対象とした法令をみると、一四一二年の村ポーランド戦直後に貴族の要求として逃亡農民やコッターを領主の許可なく都市に受け入れてはならないという法令が出された。② 公確定した居所をもたない者のすべては收獲時には都市から追放せねばならない。かつたゞのである。この規定は一四一九年、一四二〇年にも出されているから、逃亡農民

が存在していたことは明らかである。しかしポーランド戦の直後に作成された被害台帳 *Schaalenbach* をみるとオステロイテ全体で集落平均三〇〇マルクの損害を受け、多くの集落にホーフや穀物焼失の記録がある。③ その他十五世紀には疫病の流行があり廃棄ホーフの激増がそのすさまじさを物語っている。④ オステロイテでも集落平均一〇フーフエが *viat* と記されている。このような事態の進行をみれば、十五世紀前半における農民の逃亡

のほとんどがこういつた戦争や疫病が原因となつてゐることが解るだらう。オステロイテの集落全体をみても十五世紀に領主直轄地（*Vermork*）の存在が確認出来るのはガンズホルンとワポリツの二集落のみであるから、⁽⁴²⁾ただこの段階では農民からの強制的土地没収（*Bauernlegen*）などは到底考えられな⁽⁴³⁾い。そしてこのことはオステロイテのみならず、メクレンブルグにフリーエもマイバウムが実証してゐるように東ドイツ全体にあらはまる事実な

のである。⁽⁴³⁾この事實は、この時代における逃亡農民の存在がそのまま農民の地位の全面的悪化を示してゐるのではないことを意味してゐる。むしろ社会的変動としての農村人口の減少が一部の農民に有利に作用してゐる面もある。一メクレンブルグでも同様の結果がみられる。プロイセンで一四〇七年に最高貸銀基準が定められてゐるのはその例といふやうに、農村領主は農民受入れの厚、⁽⁴⁴⁾發つて貸銀をフリ上げた。従つてこの農民の逃亡といふ

現象は旧い秩序の崩壊と新しい秩序の未成立の厚に生じた混乱の結果であつて、農民層が体制的に収奪される状態が確立したというところで⁽²²⁾はな⁽²³⁾。十五世紀の東ドイツ全体については同様のことが言える。

農民の生活にとってより基本的な問題は上記の一傾向が暗示してゐるラントスヘルシヤフトの変質であらう。前章で述べたように騎士修道会は農村領主（貴族）とは財政的、法的・理念的にも異なる教権的支配であつた。

その存立の基礎はむしろ中小・農民にあつた。しかし十五世紀の経過のうちには今まで見てきたように多くの所領へ騎士修道会直属の（高級裁判権と共に貴族に与えられたラントスヘル直属の所領が貴族所領となり、ますますフリーフ⁽²⁴⁾毎の貢納が修道会から矢なわれ、更に多くの場合裁判収入も矢なわれた。貴族所領の義務として残されてゐたものはせいぜい軍役と十分の一税だけであつた。こうしてラントスヘルは収入の実質的基礎を縮小したが、

世紀末には単に *primus inter pares* にすぎなくなつていったのである。こうして十五世紀の経過のうちにはラントスヘルシャフトの復的な変貌が起つたが、それは中小農民にとつてその存在の基礎が大きく変りつつあることを意味してゐた。十八世紀初頭迄修通会はその外形を残してゐるま^{くま}で存続してはゐたが、その内容はかつての教権的支配とは全く違つたものになつていたのである。農民は今やヘルシャフトに依存してやつと存立し得る共同体ではなく、

イラント戦の後にはトルソンの和約によつてダウヒを失つた存にシエテ勢力の均衡が破れた。一四八五年以後のプロイセンには大都市はゲーニヒスベルクのみであり、シエテント集會の決議は農村貴族に独占せうれに至つた。しかもすでに述べたように修通会自体末端のコムトウ⁽⁴⁶⁾ルが在地化する現象が全ラントにみられ、コムトウ⁽⁴⁶⁾ルが同時に私領主化していったため修通会と農村貴族との向には負的な差異は消滅しつつあつた。十五

他の勢力と拮抗し得るゲマインデを強化すべき局面に達していった。
 しかし本章の前半ですべてに述べたように、ちようどこの頃かう集落がかつてのまつまりを失なつて分割される傾向がみられはじめたのである。勿論この集落の分散所有化と11う現象はオステロデの全集落にみられるわけではな11。十五世紀にはまだその数は比較的に少なり。しかしこの傾向は十五世紀に入ると別なる局面を迎え、分散された各集落の部

分があるグロツヘルの下に統合集中されると11う傾向が顕著になり、それがグロツヘルシヤフトの形成を意味してゐるのだから特に注目しに値する現象なのである。そこで最後に非常困難な作業ではあるが、このように分割売買された場合の農村生活への影響について簡単に触れておこう。ここでは売買の意味の变化が重要な問題である。
 十五世紀中葉に至る迄、表現としては土地所有権の売却とそこから生ずる地代の売却と

は同じ意味であった。地代を手に入れる者が
 グルントヘルなのである。マイバウは一三
 九九年の典型的な文書の例をあげてゐる。⁽⁴⁾
 H. Gunterbar verkauft an einen Binger für einen Kaufpreis von
 30 M. einen jährlichen Zins von 3 M. aus einem „erte“ (= Bauern-
 stelle) mit einer halben Hufe in Gunterbar mit Recht und Di-
 enst und dem Recht zu pfänden。↓ たしかにこの文
 書においてグルントヘルはこの農民保有地に
 関する権利のすべてを売却してゐる。しかし
 そのにも拘らず次のようには言つてゐる。
 11。

« ich verkaufe die halbe Hufe mit 3 M. jährlichen Einkünften
 und allen sonstigen Rechten。» (中世においては農民
 保有地の売却価格は年貢租額の見積りによつ
 て計算され、約一〇%の *Grundzins* によつて
 といふ) この頃には地代と共に売却される裁
 判権と *Dienst* の実際上の価値は極めて少なかつ
 ったから、売却価格のなかには、より表現さ
 れなかつた。だからこのような形で分割売買
 が行なわれても、それは村落共同体構成員が
 別々のグルントヘルに負担を納めるといふだ

けて、その他の裏にフリては集落の生活に基
 本的な違ひはなかつただろう。しかし十五世
 紀の後半以後その肉縁が変り、地代のなかに
 裁判権、Dienst、共有地使用权などが大きく混
 入する結果、実質的には土地の売却価格が相
 対的に高まり、えやに變つてくる。当然売却
 文書の形式も変り、*4 Bauernstellen mit 30 M. jährli-*
chem Einkünfte und allem Gerichte, Dienst und Recht werden ver-
kauft für einen Preis von 570 M. という型にな
 った。貨幣地代ばかりでなく土地そのものに重

裏が移つてくる。オステロートの多くの文書
 にみられるように *Verkauft XX Hufe mit Gn. und Cl.*
Gerichtsbareit の位級裁判権・高級裁判権が附着
 し、更に賦役の請求が実際に行なわれるよう
 になると、全く異なつた事態になる。しかも
 このような形の分割売買によつて集落に複数
 のヘルが生ずるようになる。集落が本来独
 自にもつた秩序はこゝろ複数のヘルの各
 々の要求する秩序に分解しなければならなく
 なり、この場合、村落共同体が西南ドイツに

おけ子のように強力で公裁判領主、土地領主、
 体僕領主を *auspicien* し得る（マックス・ウ
 エーバー）↓状態にあれば事態は違つていた
 であらうか、東ドイツでは修道会の衰退後は
 これう様々の領主権が一人の人路に集中して
 いたから村落の自己主張はかなり困難であつ
 た。そのうえ次章で詳述するようには、このよ
 うにして分割売買が進行した集落がかつての
 グートである場合、即ち西ドイツに由来する
 村落共同体組織を知らず、強かなドイツ騎士

修道会支配の下で旧プロキセン集落の秩序を
 温存しながら存続しつづけたプロキセン集落
 である場合抵抗の力ははるかに弱かつた。事
 実十四世紀にグートと分類されたプロキセン
 集落のうち、十五世紀にはいわゆる中子スクルム
 法村落↓となつてドルフに分類しなければな
 らないものが出てくるが、その場合には次章
 で述べるように経過はかなり異なる。勿論か
 つてのグートだけでなく、ドルフも変貌を余
 儀なくさせていった。十五世紀初頭からくり返

ねなり^②。コムトル^①の道居のアウトドル^①は
 おいては廢棄フ^①フ^②敷を差し引いたフ^①フ^②
 工^①に貢納が課せられた。しかし十五世紀後
 半に一集落に複敷のヘルが出現した場合、特
 に私領主の集落においてこのような政策がと
 り得たとは考えられぬ。強制的に他の農民
 に転嫁せられたか、領主が自ら労力を調達し
 て自己経営を行なうかのいずれかであつたで
 あらう。そしてこの場合には、いわゆる道居地の
 問題が入つてくるがそれは次章で扱わなければ

せぬ。戦乱その他の原因で各集落に廢棄フ^①
 フ^②が統出されたか、そのフ^①フ^②に居住して
 いた農民が逃亡した場合、その農民のヘルが
 当然入るべき収入をゲマインデ^①の他の構成員
 に転嫁出来たかどうかが最後に問題になる。
 そのような場合には農民の負担が増大するば
 かりかへるとヘルとの争いにまで発展し得た
 だらう。十五世紀前半の記録でみる限り、ア
 ムトドル^①フ^②において廢棄フ^①フ^②から入るべ
 き収入が他の農民に転嫁せられたり、例はみえ

なかつたから、あらゆる価値が自己主張をつづけつつもまだ決定をみない状態であつた。この *Unentschiedenheit* などを指摘しておけばよいだろう。

欠中世的社會は崩壊し、それとともに中世的社會組織があたえていた固定性と比較的な安定性も破壊された。いまや資本主義の発達はともなつて社會のすべての階級が動きはじめた。経済的秩序のなかには、もはや自然の疑う余地がないと考へらるゝような、固

ばならぬ問題である。ここでは騎士修道會の衰退と共に十四世紀の秩序が失われ、農民はその共同体を強化・自律化し得なかつた。限りにおいて抬頭しつつあつた農村貴族の支配は個別的に服従するを得なくなつた。ことゝしてその支配は貴族の海外との穀物交易に結びついたものであつた。以上際限なく搾取可能な性格を帯びていったこと、しかしそれにも拘らず十五世紀には修道會はまた存続していった。農村貴族の支配体制も確立したわけでは

定した場所には存在しなくなつた。個人はたと
 りほつちにはさへた。すべてはみずからの努力
 にかかつてあり、伝統的な地位の安定にかか
 つてゐるのではない。しかしこの發達のもた
 らした影響は、それぞれの階級によつてちが
 つてゐる。都市の貧民や労働者にとつては、
 それほますます搾取され、ますます貧乏にな
 ることであつた。農民にとつてもまた経済的
 ・人的な圧力が増大することであつた。こ
 れらの階級にとつては、新しい發達は結局悪

化を意味したのである。④十五世紀に頂點に
 達するドイツ中世後期という時代は、これら
 の事態の *Entscheidungszeit* の時代であつたと
 言ふよ。

のリタウエンは一三二八年にキリスト教に
 改宗し、ポーランドとパルチエニオ
 ンを結び、強大な国家を形成してゐた。

Maunakei. Zwischen Tannenberg und Thorm. Die

Geschichte des Deutschen Ordens unter dem Hochmeister

Perbeck Max. Die Statuten des Deutschen Ordens 5. 1597 u.
Hubatsch W., Quellen zur Geschichte des Deutschen Ordens.
SS. 26-31.

(E) Heimpel, Hermann: Hermann von Salza. Gründung eines
Staats. Der Mensch in seines Gegenwart. Göttingen 1958 S. 87.
Cayron, Emile: Hermann von Salza und die Gründung des
deutschen Ordensstaats in Preußen. Tübingen 1907.

(E) Hubatsch W.: Der Deutsche Orden und die Reichskolon-
nialpolitik Cyren. Göttingen 1955.

(B) Heimpel, H.: Deutschland und im späteren Mittelalter.

Handbuch der Deutschen Geschichte. Bd I. V. Abschnitt. Aug.
v. A. D. Mejer. Konstantz. 二 〇 時 代 〇 一 般 的 性

Zeit des Mittelalt. Allgemein Charakter der

Zeit des Mittelalt. Baetzgen F., Europa im Spätmittel-
alter. Grundzüge seiner politischen Entwicklung. Berlin
1957. Kamprecht, K., Zum Verständnis des europäischen
und westeuropäischen Entwicklungs in Deutschland um 19.

zum 18 Jahrhundert. Zeitschrift für sozial- und wirt-
schaftsgeschichte. Bd 17 Leipzig 1893.

(B) Heimpel Das Wesen des deutschen Spätmittelalters S. 129

(19) Carsten. op. cit. p. 127.

(20) Weir. a. a. O., s. 71

(21) Weir. a. a. O., s. 94.

(22) *Regesta Historico-diplomatica Ordinis S. M. Theutonic-*

num. Imag. v. Joachim E. v. Hutten. W. N° 13610, N° 13485.

N° 13486, N° 13495. その他レガスタは傭兵隊

長に付する修通令総長の債務証書が多数

残る二二子。Schuldbrief des Hochmeisters für den

Südnestföhren Heing v. der Pforten. Beschreibung des Hoch-

meisters gegen die Südnestföhren Graf Adelg von Erlachen...

以下実には二名の傭兵隊長の名があげら
れ二二子。N° 13505

(23) Hartmann. a. a. O., N° 5. 510
傭兵隊長の名があげら

(24) Carsten. op. cit. p. 112.

(25) *Regesta. (i) N° 3211. s. 357. (1469)*

(26) *Regesta. (ii) N° 3207-8. s. 362. (1469)*

(27) *Regesta. (ii) N° 3178, 3372. ss. 359, 374. (1468-75)*

(28) *Regesta. (ii) N° 3376. s. 305. (1495)*

(29) *Und etliche andere spengnis haten geladen, also Hans*

